び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行（施行規則第六十二条の六第一項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第二項において準用する施行規則第六十二条の五第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第六十二条の六第一項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　（略）

17　（略）

18　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

19　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号又は第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号及び第四項第二号の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和七年四月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号に掲げる自動車（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号の規定は適用しない。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行（施行規則第六十二条の六第一項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第二項において準用する施行規則第六十二条の五第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第六十二条の六第一項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　（略）

17　（略）

18　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

19　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号又は第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号及び第四項第二号の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年三月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号に掲げる自動車（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号の規定は適用しない。

一　令和九年十二月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年一月一日から令和十一年十二月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車